

6 大 田 勤 議 員



- 1 行政デジタル移行は、住民の基本的権利と地方自治を踏まえたデジタル技術の活用を
- 2 保険料は天引きされるが介護保険は利用できない 国が責任を持って制度や介護労働者を守れ
- 3 子供たちの学び直しや反復学習など一人一人に寄り添える少人数学級の実現を

1 行政デジタル移行は、住民の基本的権利と地方自治を踏まえたデジタル技術の活用を

町政執行方針で、デジタル化の推進につきましては、町民の利便性向上につながる施策について国の自治体DX推進計画や、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、導入・検討を進めている。

令和7年度、町が委託するデジタル化に係る、業務数のハード面とソフト面での内訳は。各総額は。

ソフト面でのシステム管理など保守管理業務の委託料は町の委託料総額の何割を占めるのか。

令和7年度、全システム標準化・共通化導入業務委託料は。

令和7年度、会計年度任用職員の人件費総額は2億2千4百52万5千円です。行政システム保守管理委託料等総額は。

民間から派遣の専門的知見を有するデジタル専門人材の助言を引き続き取り入れるとした民間派遣のデジタル専門人材の派遣元はどこか。

令和7年度に業務委託するデジタル関連業者の各委託料は。

デジタル専門人材の助言を引き続き取り入れながら、これまで導入してきたデジタル技術活用施策の利用向上に向けた改善・検証を進めるとしました。

2021年5月成立の自治体情報システムの標準化で、国は自治体の住民サービスに関連する20事務を、国の示す仕様に合わせた標準化システムへ2025年度末を期限として移行するとしています。

関連20事務の内容と、岩内町での移行状況は。

国が定める標準化基準に適合させる義務、自治体がガバメントクラウドを利用する努力義務を定めているが進捗は。

デジタル庁は2024年3月、標準化基準移行の難易度が極めて高いシステムとして171団体702システムがあると公表、その後もシステムの保守運用を委託していたITベンダーの相次ぐ撤退で25年度末までが難しくなっています。

移行困難を申請した自治体もあるとデジタル庁の楠正憲統括官が答えている。

期限までの移行が無理という判断もあるが、町の対応は。

ガバメントクラウドになる対象クラウドサービスは、2022年4月でアマゾン・グーグル・マイクロソフト・オラクルの4サービスが採択している。

新規募集で25年末までに必要な技術要件を満たすことを条件に国内のさくらのクラウドが採択され、政府の資料では国・地方のガバメントクラウドの利用状況は24年10月末で1,487システムと報告されている。

個人情報を守り、安心と信頼がしっかりと確保され、住民自治と団体自治という地方自治の原則が貫かれることはデジタル化の前提です。しかし、自治体情報システムの標準化が自治体財政に大きな負担と個人情報の漏洩の可能性があります。町長の所見を求めます。

【答 弁】
町 長：

1 項めの、令和 7 年度の町が委託するデジタル化にかかる業務数のハード面とソフト面の内訳と各総額、保守管理業務の委託料は町の委託料総額の何割かと、3 項めの、行政システム保守管理委託料等の総額はと、5 項めの、令和 7 年度に業務委託するデジタル関連業者への各委託料については、関連がありますのであわせてお答えします。

令和 7 年度予算における、町全体のデジタル関連のハードウェア、ソフトウェア、およびハードウェアとソフトウェア包括での、それぞれの業務委託数および予算額は、ハードウェアについては、委託業務数は 1 業務で、予算額は、2 4 2 万 7 千円、ソフトウェアについては、委託業務数は 3 8 業務で、予算総額は、9, 4 6 7 万 6 千円、ハードウェアとソフトウェア包括については、委託業務数は 5 業務で、予算総額は、3, 4 1 0 万 3 千円となっております。

これらのうち、システム保守管理業務数は 2 8 業務で、予算総額は、4, 1 6 6 万 8 千円であり、町の令和 7 年度全会計予算における委託料総額、2 1 億 3, 9 9 6 万 6 千円の 1. 9 5 % となっており、このうち、基幹行政システムにかかる保守管理業務の総額は、1, 5 9 1 万 2 千円となっております。

また、これらは全てデジタルシステム経費であることから、その委託先はデジタル関連業者となるものでありますが、今後の契約事務により委託先が決まることから、各委託業者ごとの委託料は算出できません。

2 項めは、令和 7 年度的全システム標準化・共通化導入業務委託料はについてであります。

令和 7 年度実施の基幹業務システム標準化・共通化導入業務にかかる委託料について、システム別に申し上げますと、総合行政システムは、3, 8 2 8 万 9 千円、戸籍・戸籍附票システムは、1, 1 4 8 万 1 千円、健康管理システムは、9 3 7 万 6 千円、障がい福祉システムは、8 3 8 万 5 千円、合計で 6, 7 5 3 万 1 千円となっております。

4 項めは、民間派遣のデジタル専門人材の派遣元はどこかについてであります。

令和 7 年度における、デジタル専門人材の派遣元は、東日本電信電話株式会社北海道事業部であります。

6 項めの、関連 2 0 事務の内容と当町での移行状況および進捗についてと、7 項めの、期限までの移行が無理という判断もあるが町の対応については、関連がありますのであわせてお答えします。

国が標準化対象としている 2 0 事務は、児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金であります。このうち、児童扶養手当、生活保護事務については、都道府県で行う事務であることから、当町においては 1 8 事務が標準化対象となっております。

また、この 1 8 事務の標準化・共通化にかかる、令和 7 年度スケジュールについては、メインとなる総合行政システムの標準準拠システム版を町環境へ一時構築した後、ガバメントクラウド上にシステムを移行し、その後、データ類を移行して本稼働となりますが、その時期は、令和 7 年 1 0 月を予定しており、その後、他システムも、標準準拠システムへ移行した後、本稼働となりますので、本町においては、全て年度内に完了する見込みとなっております。

8 項めは、個人情報情報を保護し、安心と信頼がしっかり確保され、住民自治と

団体自治という地方自治の原則が貫かれることはデジタル化の前提です。しかし、自治体情報システムの標準化が自治体財政に大きな負担と個人情報の漏えいの可能性があるが町長の所見はについてであります。

基幹業務システムの標準化・共通化として、ガバメントクラウドを利用することに伴い、これまでのシステム保守管理経費に加え、ガバメントクラウドへの接続回線使用料やガバメントクラウド利用料、システム運用管理補助経費などが必要となり、運用経費の増が想定されたことから、当町における令和8年度の運用経費について試算したところ、現時点では、その合計が、9,546万6千円となり、標準化・共通化前の令和6年度と比較すると約5.51倍と算定されたところであります。

その増加要因の主なものが、ガバメントクラウド利用料であり、ベンダー独自クラウドを当面利用する戸籍・戸籍附票システムを除いた3システムの総額は、4,243万5千円と算定され、総額の約44.5%を占めております。

なお、こうした費用負担の急増は当町に限ったものではなく、全国的な問題となっており、国主導で進めている施策の中で発生した、これらの大幅な負担増は、町財政に大きな影響を及ぼすことから、町では、北海道に対して、全道各自治体の状況把握を早急に行い、国に対して財政措置などの必要な対策を講じるよう働きかけるべきと要請してきたところであります。

こうした中、北海道と北海道市長会および北海道町村会の3者連名による、システム移行経費や運用経費に対する国の確実な支援などを求める合同要請が、総務省、デジタル庁等に対し行われたほか、令和7年1月24日付け総務省自治財政局財政課事務連絡において、標準準拠システムの利用に伴うガバメントクラウドの利用料および関連する費用については、所要額を普通交付税において措置するとの通知もあったところであります。

また、ガバメントクラウドサービス事業者を国が調達する際には、国が定める政府情報システムのためのセキュリティ評価制度、通称ISMAPに基づき調達を行っており、クラウド環境のハード的なセキュリティは、国の責任において十分に担保されているものと考えており、個人情報漏えい等のリスクについては、自治体と当該クラウドサービスが専用回線のみで接続されること、自治体からのアクセスにはパスワードのほか生体認証など二要素認証を構築すること、クラウド環境においても、ウイルス対策ソフトやセキュリティ保護のための基本ソフト自動更新ソフトを標準仕様書において備えることとしており、十分なセキュリティ対策がなされているものと考えております。

いずれにしましても、令和3年9月施行の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国主導で進めている施策であり、その根幹となるガバメントクラウド利用における運用経費増にかかる財政負担への支援や情報セキュリティ確保については、国の責任において、なされるものでありますので、今後においても、国の動向を十分注視してまいります。

＜ 再 質 問 ＞

民間から派遣の専門的知見を有するデジタル専門人材の助言を引き続き取り入れるとした民間派遣のデジタル専門人材の派遣元はどこかに対して、令和7年度におけるデジタル専門人材の派遣元は、東日本電信電話株式会社北海道支部ですとしました。民間派遣のデジタル専門人材は、地方公務員法の服務規定、守秘義務、兼業禁止などの適用が適用されているのか。

私法上の業務委託での民間人材は、自治体とは雇用関係にあるのか。

民間派遣のデジタル専門人材は、公務の公正性が確保される保証はないのではないのか。

関連20事務の内容と、岩内町での進捗状況の中で、関連する20事務のうち18事務の標準化、共通化は全て年度内に完了する見込みになっていると答弁しました。

地方公共団体情報システム標準化基本方針、標準、機能標準化基準、標準の定め方では、機能標準化基準において規定する機能の要件には、1、実装必須機能、2、標準オプション機能、3、実装不可機能のいずれかの分類を機能ごとに明記するとあります。

また、実装付加機能は、標準基準システムに実装してはならない。また、標準標準拋システムと疎結合で構築することもできないと定めています。

標準化やクラウド化は国が定める標準に適合させることを自治体に義務づけ、独自の仕様変更禁止は町が考えた住民のサービスを止めたり、標準できないことからサービスを行えなくなるのではないのか。

町の18項目の中で、標準化基準で実装不可能では、なものはなかったのですか。

【答 弁】
町 長：

1 項めは、民間派遣のデジタル専門人材についてであります。

この度の派遣受入の形態は、岩内町と東日本電信電話株式会社北海道事業部とのアドバイザーに関する協定に基づく、私法上の業務委託に伴う派遣であり、勤務時間は町職員と同様、業務内容については、自治体DX推進計画に基づく行政DXの推進、および、岩内町全体のDX推進など、ICTを活用した地方創生の推進に関する業務として、ICT利活用推進アドバイザーとして委嘱するもので、身分については派遣元の身分を有し、派遣元の指揮命令に基づいて業務を行うものでありますので、当町との雇用関係にはなく、外部人材に係る守秘義務についても、締結したアドバイザー業務協定において機密保持義務として記載していることから、守秘義務について担保されているものと考えております。

また、公務の公正性の確保についてであります。派遣元の東日本電信電話株式会社は、内閣府の地方創生人材支援制度におけるデジタル専門人材派遣協力企業として登録されている企業であることから、当然ながら、本制度の趣旨等を十分認識しているものであり、本町における、これまでの業務実績を含め、公正性の高い業務が確実に執行されるものと考えております。

2 項めは、標準準拠システムにおける実装機能と実装不可機能についてであります。

国の標準仕様書に基づく標準準拠システムについては、全国共通の仕様となることから、その内容について、国において整理されたものであります。これまで、各地方自治体ごとにカスタマイズが行われており、標準準拠システムに移行するにあたり、これまでのシステムと機能面で差が生じることになります。

このため、国が示す、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書において、この差分をあらかじめ確認するためのフィット&ギャップ調査を、令和5年度末に、基幹業務システムにおいて実施したところであります。

この結果、実装不可となったシステムは無いものでありますが、これにつきましては、確認されたこの差分を、それぞれの実情に応じ、システムベンダーと協議しながら、一つ一つ解消するべく、標準準拠システムで対応するための業務フローを、本稼働までに確立していくこととしております。

2 保険料は天引きされるが介護保険は利用できない 国が責任を持って制度や介護労働者を守れ

介護保険法が1997年に国会で可決された。当時の世論調査で、国民の8割が介護保険制度の導入を支持しました。介護地獄と呼ばれた家族の介護負担、特に女性が家族の介護を担わされる苦しみと理不尽を、介護の社会化によって解消するという理念に、多くの国民が期待を寄せましたが、介護給付として行われてきた要支援1・2に対するホームヘルプサービスやデイサービスは全国一律で提供されるサービスから町が実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に置き換えられ、介護給付から外された。福祉の名目で高齢者のなけなしの年金から天引きし保険料を払い込んだ介護保険。

介護給付費等の支出状況では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、高額介護、居宅介護サービス費等が令和5年度と比較して利用件数が減少している。要支援1・2を訪問介護、通所介護、施設介護を保険から外された影響ではないのか。

令和2年の国勢調査で見る岩内町の人口は11,648人、65才以上の高齢者人口は4,364人、総人口に占める割合、高齢化率は37.5%。全国28.8%。全道32.2%の高齢化率と比較しても高い数値を示しており、超高齢者化の指針である21%を大きく上回っていると岩内町健康寿命延伸プランの人口動態で分析している。

全国平均と比較して高齢化率が8.7%も高く、この世代こそが今後、認知症対策として介護保険の利用を望んでいた世代であったのに介護保険を利用できないのでは。第1号・2号被保険者への対応は。

介護保険の被保険者が特養ホーム入所等、要介護3以上に限定されたことで、施設入所から外された例はあるのか。直近の特養待機者の人数は何名か。

令和7年度町政執行方針、介護保険特別会計の運営では、全国的に介護職員の人材不足から人材確保に向けた取り組みを進めるとあります。

岩内町での、介護士、ヘルパー、ケースワーカーの報酬月額は。

町内介護事業を行っている各事業所の事業内容と事業所数は。

町内各事業所等への町の支援は。町が実施している介護従事者への人手確保の政策予算と、その効果は。新年度も介護人材資格取得支援事業補助金を計上しています。支援内容と支援対象人数は。

岩内町での介護保険施設で働く介護従事者、または訪問ヘルパー、ケースワーカーなどのケア労働者は人数不足ではないのか。人員不足により定員を削って運営している施設はあるのか。

ヘルパー不足の長期化や燃料・光熱費の高止まりなど運営コストの増加が響き、2024年の介護事業者の倒産が172件、前年から50件増と最多となり、従業員規模10人未満の事業所が8割を占め、地域に密着した小規模・零細事業所の倒産が目だっている。

岩内町での介護保険施設等ではこうした事例はないのか。

介護事業所は、介護報酬が長期に低く据え置かれた事による経営難と介護労働者不足で存続が脅かされる事態に直面していると言われたなかでも、基本報酬が引き下げられた訪問介護への影響は多大です。

厚労省は、介護人材の他産業への流出を防ぐために緊急的に賃金引き上げが必要として処遇改善加算を取得した事業所を対象に補助を決めた。

処遇改善加算を取得する要件は。

処遇改善加算を行った事業所を対象に介護職員1人あたり54,000円補助の想定ですが、交付は1度きりです。町は職場環境改善など事業所等へどのような援助をしていくのか。

しんぶん赤旗の調査で、訪問介護事業所が一つも存在しない自治体が2024年末では、全国で107町村に上がることが明らかになりました。事業所ゼロは、後志管内で、真狩村、留寿都村、京極町、泊村、神恵内村の5町村。事業所が1つは、全国で272町村、管内では、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、喜茂別町、共和町、積丹町、赤井川村の9町村で、管内で事業所ゼロ、残り1から外れた町村は古平町、仁木町、余市町、倶知安町、岩内町となっており、岩宇では岩内町だけで、今後、居宅での生活が不可能になるなど危惧されます。住み慣れた地域で暮らし続けることが困難な事態が進行しています。

地域での介護基盤の崩壊を防ぐために、国庫負担を増やし、介護労働者の賃金を国の責任で全産業平均並みに引き上げ訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し減額された分を補填する措置が制度を守る道ではないのか。

要支援者や軽度の保険給付外しをめぐっては、厚労省の初代局長として介護保険の導入を主導した元官僚も、こうしたやり方は被保険者との約束を国が反故にするものと指摘し、そして、言い過ぎかも知れないが、団塊以降の世代にとって介護保険は、保険あって介護なしという、国家的詐欺になりつつあるように思えてならないと痛烈な批判をしています。

介護保険に取り組んできた保険者として、制度への評価をお聞きいたします。

【答 弁】

町 長：

1 項めは、居宅介護、地域密着型介護等、介護サービス費が令和 5 年度と比較して、利用件数が減少している、要支援 1、2 の訪問介護、通所介護、施設介護を介護保険から外された影響ではないかについてであります。

要支援 1、要支援 2 に係る給付費を介護予防給付に移行した時期は、平成 18 年 4 月であり、令和 5 年度との利用件数変動の直接的な要因ではないものと考えております。

2 項めは、全国平均と比較しても高齢化率も高く、この世代こそが今後、介護保険を利用できないのでは、第 1 号、2 号被保険者への対応についてであります。

本町の高齢化率については、全国平均より高い数値となっておりますが、介護保険法の規定で、要支援や要介護状態の判定を受けた方は、介護サービス等を受けられることとされており、高齢化率によって、介護保険が利用できないという制度設計とはなっておりませんので、第 1 号、第 2 号被保険者への対応についても想定しておりません。

3 項めは、特養ホーム入所等、要介護 3 以上に限定され、外された例と、直近の特養待機者数についてであります。

町内事業所への聞き取りも踏まえ、特別養護老人ホームの入所要件が要介護 3 以上とされた平成 27 年以降、施設入所を外された事例はないと確認しております。

また、直近の特養待機者については、本年 2 月末現在で、申し込み直後の方が 8 名、入院中で医療機関等との調整中の方が 5 名、調整が終了し、空床待ちの方が 4 名の、計 17 名となっております。

4 項めは、岩内町での、介護士、ヘルパー、ケースワーカーの報酬月額についてであります。

介護事業所における、ヘルパー等の報酬については、各事業所の雇用形態により決定されていることから、町において把握しておりません。

5 項めは、町内介護事業を行っている各事業所の事業内容と事業所数についてであります。

令和 7 年 2 月末現在で、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所が 3 事業所、ホームヘルパーによる身体介護を行う訪問介護事業所が 3 事業所、看護師・保健師などによる療養上の世話等を行う訪問看護事業所が 2 事業所、理学療法士などによるリハビリテーションを行う訪問リハビリテーション事業所が 2 事業所、デイサービスセンターで入浴・生活機能の維持向上のための体操などを行う通所介護事業所が 1 事業所、介護老人保健施設などで、理学療法士などによるリハビリテーションを行う通所リハビリテーション事業所が 1 事業所、特別養護老人ホームに短期間入所して食事や入浴等のサービスを行う短期入所生活介護事業所が 1 事業所、施設介護サービスとして、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームが 1 事業所、介護老人保健施設が 1 事業所、介護付有料老人ホームが 1 事業所等となっております。

6 項めは、町内各事業所等への町の支援は、介護従事者への人手確保の政策予算と、その効果は、令和 7 年度の介護人材資格取得支援事業補助金の支援内容と支援対象人数についてであります。

町内各事業所への支援につきましては、今般の物価高騰を踏まえ、補正予算対応による、福祉施設等物価高騰対策支援金のほか、介護従事者確保対策としての支援を実施しておりますが、介護従事者確保対策としての予算については、

令和3年度から令和5年度までの3年間、介護職員初任者研修実施業務を実施し、268万5千円の計上で、10名の参加、また、令和6年度及び令和7年度においては、介護人材資格取得支援事業補助金としており、令和6年度が57万円、令和7年度が58万5千円の計上、支援内容及び支援対象人数として、認知症介護基礎研修が、令和6年度が10名、令和7年度が5名、介護職員初任者研修が、令和6年度が2名、令和7年度が1名、介護福祉実務者研修が、令和6年度が2名、令和7年度が3名としており、各事業所ともに、業務に従事する職員のシフト等の調整もあることから、支援対象人数にバラツキはありますが、一定の効果が得られていると考えており、各事業所では、人材確保において研修費用の負担が厳しいとのことから、こういった支援は大変有り難いとの声もいただいておりますので、町としても、引き続き、人材確保に係る支援を実施するよう、努めてまいります。

7項めは、介護従事者等は人数不足ではないのか、人員不足により定員を削って運営している施設についてであります。

事業所への聞き取りによる状況としましては、新たな介護従事者の採用が鈍化し、従事者の高年齢化が課題であるとの声があり、定員に対する人員基準は満たしているものの、常勤換算では不足が生じている厳しい状態であるとの回答であります。人員不足により、定員を削って運営している状況はないものと認識しております。

8項めは、ヘルパー不足の長期化や運営コストの増加による介護保険施設等の倒産の岩内町の事例についてであります。

本町において、ヘルパー不足や物価の高騰等により倒産した事例はないものと認識しております。

9項めは、処遇改善加算を取得する要件についてであります。

処遇改善加算については、加算額に応じ、5つの段階が設定されておりますが、その要件については、職位・職責・職務内容に応じた任用要件と資金体系の整備、資質向上のための計画策定と研修の実施、経験や資格等に応じた昇給の仕組み設置の、3つに区分される、キャリアパス要件と、職場環境の改善などの取り組みによる、職場環境等要件の2要件が設定されており、加算の取得後は、加算相当額の賃金改善を行うことが条件とされております。

10項めは、町の職場環境改善など、事業所等への援助についてであります。

町による各事業所への支援については、先ほどの福祉施設等物価高騰対策支援金のほか、介護人材資格取得支援事業補助を実施しておりますが、今後におきましても、介護報酬による経営を基本としつつ、物価高騰などの特別な事情に応じて、各事業所への支援を検討してまいります。

11項めの、介護労働者の賃金を国の責任で、全産業平均並に引き上げ、減額された分を補填する措置が、制度を守る道ではないのかと、12項めの、保険者としての制度への評価については、関連がありますので、併せてお答えします。

介護保険制度につきましては、介護保険法の下、国において、第1号被保険者や第2号被保険者、介護サービス受給者の推計、他方で介護サービス等を提供する事業者の実情等を踏まえ、介護報酬等の額や費用負担の構成割合など、総合的に判断しているものと理解しております。

一方で、介護人材の不足や、地方での小規模事業所の経営破綻など、制度の存続に対し、厳しい側面もあることも承知していることから、北海道町村会や全国町村会を通じ、介護人材確保の支援など、介護保険制度の充実について、国に要望を行っているところであります。

いずれにいたしましても、町としましては、介護保険法の規定による責務を果たすことが第一であり、介護を必要とする人が、尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、サービスに係る給付を行うことが保険者としての役割であると認識しておりますので、制度を評価する立場にはありませんが、今後におきましても、引き続き、各事業所とも綿密に情報を共有し、連携しながら、安定した制度運営となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

< 再 質 問 >

令和7年度末現在、ホームヘルパーによる身体介護を行う訪問介護事業所が3事業所とし、新たな介護従事者の採用が鈍化、従業員の高齢化が課題の声がある。北海道町村会や全国町村会を通じ、介護人材の確保の支援などを国に要望して、要望を行っているとなりました。

令和6年町の事務に関する説明書で、介護予防・日常生活支援総合事業、対象者および要介護認定者で見える訪問介護いわないの2025年1月の要支援要介護1、2、3の利用状況は、第1号被保険者要介護1、199人のうち75人以上が173人、訪問介護いわないの利用者状況は46人、0.23%、要介護2、122人、うち75歳以上110人で、訪問介護いわないの利用者状況は18人、0.14%、要介護3、114人、うち75歳以上105人、訪問介護いわない利用者状況は5人、0.04%です。

今後増えるであろう高齢者の対応を、常勤7名、非常勤8名、利用できる時間営業時間は平日、土曜、日曜、祝日を朝6時から午後10時までの勤務とし、定休日は12月31日から1月5日の6日間のみで事業を運営しています。

町の要介護1、2、3の介護予防事業対象者は435名。介護職員の人手が少ない中、現在訪問介護利用者は69名で0.158%です。

これ厚労省が示した訪問介護ヘルパーの有効求人倍率昨年度は14.14倍、非常に厳しい状況としています。

今後、岩内町での訪問介護事業を守るための手立て、訪問介護事業者や介護労働者へのヘルパーの確保に思い切った支援を行わなければ、人材を十分に確保できないため、事業者が訪問介護の運営を断念したり、必要なサービスの提供が滞ったりするケースが増えて、介護を受けられない、介護が利用できない、介護難民や介護のための離職が広がるのではないのか。

また介護保険料を天引きされても介護が使えない事態が起こるのではないのか。介護保険制度の理念である介護の社会に逆行するではありませんか。

介護予防・日常生活支援総合事業に取り組む町は、訪問介護事業の継続に思い切った支援と対策が必要ではないのか、答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

介護を受けられない、介護難民や介護のための離職の広がり、また、介護保険料を天引きされても、介護が使えない事態が起きるのではないかと。

介護の社会化に逆行するのではないかと、訪問介護事業等の継続に思い切った支援と対策必要ではないのかについてであります。

介護事業所の人材確保につきましては、国において、介護サービス等を提供する事業者の実情等を踏まえ、介護報酬等の額や費用負担の構成割合など、総合的に判断して行うべきものであり、これまでも町として国に要望すべき事項は、北海道町村会や全国町村会を通じ、介護人材確保の支援など、要望を行っているところであります。

また、本町の高齢化率は、全国や北海道より高い値となっておりますが、高齢者数については、ピークを越え、減少に転じており、現状において、介護サービス等を享受できない事象は生じていないと認識しております。

各事業所の運営については、人材確保等について厳しい状況においても、各事業所の実情等を踏まえ、町による支援について、福祉施設等物価高騰対策支援金のほか、介護人材資格取得支援事業補助を実施しており、今後においても、介護サービス等を利用できない方が生じないように、各事業所とも連携し対応に努めてまいります。

いずれにしましても、介護保険制度の理念の下、町の責務として、介護を必要とする方が、尊厳を保持し、自立した生活を営むことができるよう、引き続き、各事業所とも綿密に情報を共有し、連携しながら、安定した制度運営となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3 子供たちの学び直しや反復学習など一人一人に寄り添える少人数学級の実現を

文部科学省が公表した、問題行動・不登校調査で、全国の小中学校で2023年度に学校を30日以上欠席した不登校の児童生徒は前年度から4万7,434人、15.9%増の34万6,482人となり、過去最多を記録した。不登校の増加は11年連続で、10年前と比較すると小学生は5.4倍、中学生は2.3倍増と報道された。

教育委員会は、文科省の報道をどのように受けとめているのか。不登校の要因、大きな原因は何と考えるのか。

令和7年度、教育行政執行方針では、児童生徒が互いに尊重し、個性の伸長を図りながら基本的な倫理観や規範意識を身に付け、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育むとともに、学校生活が有意義で興味深く、充実したものになることが重要。いじめ対応は児童生徒の小さなサインを見逃すことなく、未然防止と早期発見、早期対応への取り組みを推進。不登校対策では、学校復帰に導くための基礎学力の補充や生活習慣の改善等を支援してまいりますと述べています。

現在、小中学校に併せて、不登校児童生徒は各学校、学年で何名いるのか。不登校の児童生徒への対応は、どのような体制で行っているのか。

つばさ教室には、不登校児童生徒のうち何名参加できているのか。教室対応の職員の雇用形態は。

平成28年、第1回町議会で複数教員の配置による習熟度別少人数指導や小学校での基礎学力定着を図るための学習支援など教育行政執行方針が打ち出されて10年になる。

西小HPに、きめ細やかに、2年生、少人数習熟度別学習とあり、いつもより少し大きい机といす。3階の学習室で2年生が算数の学習。2階に降りるといつも通り教室で勉強でも人数が違います。3年生から始まる算数の少人数習熟度別学習、予行練習として3月期から2年生がはじめました。3つの教室に別れて学習。いつもとは違ったメンバー、違った先生、違った教室、でもしっかりと基礎を身につけます。少ない人数に行く届く指導。子供たちの力を伸ばしていきますと子供たちの学習する様子が掲載されています。

習熟度別少人数指導の小・中学校での取組状況と実績は。習熟度別学習では子供たちは3つの別教室で学習となっているようです。3教室への子供たちの分け方の判断、基準は。

西小は2年生1クラスですが、3教室での教員配置はどのように行うのか。

少ない人数に行き届く指導。子供たちの力を伸ばしていく、このフレーズこそが教職員や父母が望んでいる少人数学級の良さではないのか。

小学校での学習を支援する学習支援員の継続配置と習熟度別少人数指導時の配置と役割は。

放課後、長期休業期間中の小学校、学習支援員配置での支援員の待遇は。配置される支援員の雇用形態は。教員免許資格は雇用に反映するのか。

学習科目はどのように選択しているのか。

変化する時代に対応できる力の育成で、つまづきの分析を行い、成果と課題を明確にしながら確かな学力の定着との方針です。文科省の習熟度別・少人数指導について小中学校アンケートでは、習熟の遅いグループに対して少人数による指導や個別指導を行い、習得できるようにした。習熟の早いグループに対して発展

的な内容の指導を行った、として習熟度別学習の成果が示めされています。

方針に示された習熟度別学習では、習熟度の遅いグループ補充的な指導、早いグループへの発展的な指導と子供たちを区別して学習をしているのか。

小学校でも発展的な指導等を3・4・5・6年生を3クラスにわけておこなっているのか。

学習に遅れやつまずきのある児童・生徒の学習集団では、必要に応じて、前学年までの学習事項の学び直しや、反復学習などによる補充的な指導を行うとしている。とくに授業についていけない、授業がわからない子どもが広がっている時に、一時的に到達度に応じて教えることや小規模のグループで教えることは、子どもがつまずいているところをていねいに教えられるなど、子どもの教育にとって有効な場合があります。

習熟度別学習を固定化したり、偏重したりすれば、差別・選別の教育になる危険があります。たとえば、子どもたちをできる子とできない子のグループにふるい分けるようなことをすれば、子どもたちの心を傷つけ、結局、学力形成にもマイナスではありませんか。

本当に子どもたちのためになるよう、すべての子どもに豊かな基礎学力を保障することを目的にして、教師、子ども、父母が納得できる教育の条理にたった方法で、小中学校で20人学級を展望した少人数学級こそが子供たちを伸ばす補償ではないのか。

答弁を求めます。

【答 弁】
教 育 長：

1 項めは、教育委員会は、文科省の報道をどのように受け止めているのか。不登校の要因、大きな原因は何と考えるのかについてであります。

文部科学省から、令和6年10月31日に公表されております、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果につきましては、不登校児童生徒の実態把握を行うことにより、教育現場における生徒指導上の取り組みの、より一層の充実に資するとともに、生徒指導上の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けて参考になるものであり、改めて不登校の対応についても、継続的な取り組みを進める必要があると考えております。

不登校の要因につきましては、調査の結果から、生活リズムの不調、学校生活に対してやる気が出ないこと等が要因の上位を占めていることから、学校だけにとどまらない様々な要因があると考えております。

2 項めは、現在、小中学校を併せて、不登校児童生徒は各学校、学年で何名いるのか。不登校児童生徒への対応は、どのような体制で行っているのかについてであります。

令和6年4月から11月末までにおいて、30日以上欠席している児童生徒で、北海道教育委員会に報告した人数で申し上げますと、東小学校は、2年生2名、3年生3名、4年生2名、5年生2名、6年生2名で、計11名、西小学校は、1年生1名、2年生1名、3年生2名、4年生2名、5年生1名、6年生3名で、計10名、第一中学校は、1年生4名、2年生3名、3年生4名で、計11名、第二中学校は、1年生2名、2年生6名、3年生2名で、計10名となっております。

次に、不登校児童生徒への対応につきましては、各学校における日々の取り組みのほか、スクールカウンセラーの派遣を小学校で月1回、中学校で月2回実施し、児童生徒が抱える様々な悩みを受け止め、心のケアや専門的指導などを行っており、また、岩内地方文化センターにおいて、教育支援教室、つばさ教室を設置し、学校復帰に導くための基礎学力の補充や、生活習慣の改善等を支援しております。

3 項めは、つばさ教室には何名参加できているのか。教室対応の職員の雇用形態はについてであります。

つばさ教室へは、本年2月末時点で4名の登録があり、そのうちの1名は、現在、学校復帰に繋がっております。

つばさ教室対応の職員につきましては、パートタイム会計年度任用職員として1名配置しております。

4 項めの、習熟度別少人数指導の小・中学校での取組状況と実績、教室分けの判断、基準についてと、5 項めの、西小の2年生1クラスで、教員配置はどのように行うのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和6年度における、町内小中学校の習熟度別少人数指導の実施状況につきましては、西小学校、東小学校、第二中学校の3校で実施しており、西小学校では、全学年を対象に、各学年1クラス編成であり、全クラスにおいて2グループの習熟度別に分けて実施、東小学校では、2年生から5年生までの学年を対象に、1学年1クラス編成の場合は、2グループの習熟度別とし、1学年2クラス編成の場合は、3グループの習熟度別に分けて実施しており、第二中学校では、全学年を対象に、各学年1クラス編成であり、全クラスにおいて、2グループの習熟度別に分けて実施しております。

習熟度別によるグループの編成基準といたしましては、実施する3校いずれも、事前テストによる成績に基づき、児童生徒本人とも面談を行い、希望等を踏まえた上で、グループ分けを決めております。

なお、大田議員ご質問の、西小学校ホームページにおいて、2年生が3グループに分かれて学習する内容の掲載につきましては、令和2年3月に投稿したものであり、当時のクラス編成上、3グループの習熟度別に分けて実施していたものであります。

6項めの、少ない人数に行き届く指導、子どもたちの力を伸ばしていく。このフレーズこそが教職員や父母が望んでいる少人数学級の良さではないのかについてであります。

少人数学級につきましては、一人一人に目が届き、個に応じたきめ細かな指導がしやすく、児童生徒と教員が接する時間を多く確保できることから、児童生徒一人一人の状況を把握しやすいなどの効果があるものと、認識しているところであります。

7項めは、学習支援員の継続配置と、習熟度別少人数指導時の配置と役割はについてであります。

学習支援員の配置状況としましては、児童数に応じた配分を基本として、令和6年度では、東小学校に5人、西小学校に3人であり、役割としては、基礎学力の定着を図るため、主として、授業中における児童の学習補助を行うもので、低学年を中心に配置しております。

次に、習熟度別少人数指導時の配置状況としましては、実施学年を習熟度別に分けており、指導の担当は、クラス担任やフリーの教職員、教員免許を所持した時間講師が担当しております。役割としましては、子どものつまづきを把握し、1人1人の理解の状況に応じた、きめ細かな指導を行い、学習内容の定着を図るものであります。

8項めは、放課後、長期休業期間中の小学校、学習支援員配置での支援員の待遇と雇用形態及び、教員免許資格は雇用に反映するののかについてであります。

令和6年度から新たに実施した、放課後学習支援事業につきましては、小学校低学年児童を対象に、学習習慣の定着と、健やかなに育まれる放課後の居場所づくりを目的に実施しており、各小学校の空き教室を活用し、平日の放課後と長期休業期間中に実施しております。

支援員につきましては、町のパートタイム会計年度任用職員として、教員免許取得者を公募したところであり、現在、教員免許を所持した退職教員を任用しております。

9項めは、学習科目はどのように選択しているののかについてであります。

現在、習熟度別少人数指導を実施する、小中3校の実施科目といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果において、全国・全道平均と比較し、習熟の程度の差が見られる算数・数学を基本とし、第二中学校では、英語も加え、教科単元の必要に応じて実施しております。

10項めの、習熟度学習では、習熟度の遅いグループ補充的な指導、早いグループへの発展的な指導と区別をして学習しているのかと、11項めの、小学校でも発展的な指導等を、3から6年生を3クラスに分けて行っているのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

現在、各学校で実施する習熟度別少人数指導のグループ分けにつきましては、個に応じた指導を行うため、学力の習熟の程度に応じた編成方法を基本としており、習熟度の遅い・早いで分けるのではなく、補充的な学習を多く行うグループと、発展的な学習を多く行うグループに分け、担任教諭と面談を行うなど、

児童生徒が自身の習熟度に応じて選択できるようにしております。

なお、2クラスの学年については、人数も多いことから、3グループに分けて実施しております。

12項めは、習熟度別学習を固定化したり、偏重したりすれば、差別・選別の教育になる危険があり、子どもたちの心を傷つけ、学力形成にもマイナスではありませんかについてであります。

習熟度別少人数指導につきましては、現在、各学校において、習熟度別のグループ分けにあたり、テストの結果に基づき、児童生徒との面談を行い、習熟度別少人数指導に不安を抱くことのないよう、指導の狙いや効果等を伝え、十分な理解を得た上で実施しているところであります。

また、保護者に対しては、保護者面談や学校だよりなどを通じて説明機会を設けているほか、授業参観時に、習熟度別少人数指導の様子を公開し、効果等を実感してもらうなど、児童生徒や保護者の理解を得ながら、子どもたちの心を傷つけることのないよう十分配慮に努めております。学力形成においても、習熟度別少人数指導による、少人数での学習に取り組むことで、子どものつまずきを把握し、一人一人の理解の状況に応じた、個に応じた指導ができることから、学習内容の定着に効果があると考えております。

13項めは、小中学校で20人学級を展望した少人数学級こそが、子どもたちを伸ばす補償ではないのかについてであります。

現在、小中学校の学級編成につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により、小学校においては、35人学級、中学校においては、40人学級と定められております。こうした国で定める学級編成基準に基づき、北海道教育委員会においては、教職員定数配置基準を定め、各学校に配置される教職員が定められているところであります。

少人数学級につきましては、一人一人に目が届き、個に応じたきめ細かな指導がしやすく、児童生徒と教員が接する時間を多く確保できるなど、指導上のメリットは十分理解するところでありますが、町独自で20人学級を実施することは、教職員の確保や、人件費など相当額の財政負担が想定されるため、実現には極めて困難と考えております。

町といたしましては、国が定める学級基準に基づき、適切な学校運営に努め、今後も、児童生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実を図ってまいります。

< 再 質 問 >

習熟度によるグループの編成基準は、実施３校とも、事前テストによる成績に基づき本人の、本人との面談を行い、希望等に踏まえ、希望等を踏まえた上でグループ分けを決めているとしました。

テストによる成績でのグループ分けは、子供たちは習熟度の実態に合った、補充的学習、発展的グループに自ら選択して学習をしているのか、発展的なグループの方がいい子供が、補充的なグループに入っているなどの傾向はないのか。

そうした時は、どんな指導をするのか、答弁を求めます。

【答 弁】

教 育 長：

1 項めの、テストによる成績でのグループ分けは、子ども達は習熟度の実態に合った補充的学習、発展的グループに、自ら選択して学習をしているのかについてと、2 項めの、発展的なグループの方がいい子どもが補充的グループに入っているなどの傾向はないのか、そうしたときはどんな指導をするのかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

習熟度によるグループの編成基準といたしましては、事前テストによる成績に基づき、担任教諭と児童生徒本人と面談を行い、希望等を踏まえた上で、グループ分けを決めております。

こうしたことから、個々の状況に合っていないグループに入っている傾向はないものと考えておりますが、習熟度別少人数指導を進めている中で、児童生徒が学習の進捗状況や、学び方に応じて、もう一方のグループへの変更を希望した際には、担任教諭と再度面談などを通して、随時変更を可能としており、今後においても、個に応じた適切な指導をしてまいります。